

環 境 第 2 0 9 号
平成 3 0 年 5 月 7 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

北海道知事 高橋 はるみ

「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」に係る知事意見について

このことについて、環境影響評価法第 2 0 条第 1 項及び電気事業法第 4 6 条の 1 3 の規定に基づき、
環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(別紙)

新得発電所建設計画環境影響評価準備書に係る知事意見

本事業は、上川郡新得町字トムラウシの十勝川水系十勝川上流域に設置され、昭和 31 年に運転を開始した水力発電所である上岩松発電所（1 号）（最大出力 20,000kW）の更新事業であり、取水量の増加を伴う最大出力 23,100kW の発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域は発電所工事範囲と工事に伴う発生土砂の土捨て場工事範囲に分けて設定され、周辺ではクマタカ及びオジロワシの営巣や重要な動植物種の生息又は生育が確認されている。このため、工事の実施に伴う土地改変や騒音等の発生及び取水量の増加に伴う河川流況の変化により、それら重要な動植物種への影響が懸念される。また、土捨て場工事範囲の周辺には住居が存在しており、工事の実施に伴う騒音や振動による影響が懸念される。

以上を踏まえ、事業者は次に示す事項について真摯に対応し、本事業による環境影響を回避又は十分に低減すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目の全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。しかし、2 の個別的事項で示すとおり、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、検討過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できないおそれが見込まれる場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、工事工程の変更などを含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(3) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事用資材の搬出入に伴う粉じん等の影響について、将来交通量に占める工事関係車両の割合が 16%であり影響は少ないと評価しているが、その根拠が示されておらず、評価の妥当性が確認できない。このため、影響が少ないとする具体的な根拠を明らかにした上で、適切に評価を実施すること。

(2) 騒音及び振動

土捨場工事範囲の近傍住居は工事用資材等の輸送経路に近いことから、工事の実施による当該住居に対する騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、「建設機械の稼動」と「工事用資材等の搬出入」に伴い発生する騒音及び振動の複合的影響を考慮すること。

(3) 水質

ア 取水量の増加に伴い東大雪湖への流入量が現況より減少することから、本事業の方法書に対する知事意見において、同湖の水質への影響について調査、予測及び評価を実施することを求めているところである。しかし、本準備書ではそれらについての記載がないことから、同湖の水質への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、評価書に記載すること。

イ 工事区域からの降雨時の濁水発生量について、「都市計画法による開発許可制度の手引」による流出係数を用いて算出しているが、対象事業実施区域及びその周辺に都市計画区域はなく、主に森林地域や農業地域となっている。このため、「北海道林地開発許可制度の手引き」等を参考に適切な流出係数を用いて改めて濁水発生量を算出し、その結果に基づいて必要な沈砂池容量を確保すること。

(4) 動物

ア 本事業の方法書に対する知事意見において、「工事用資材等の運搬」及び「建設機械の稼動」により発生する騒音及び振動による希少猛禽類等への影響が懸念されることから、動物に関する評価項目としてそれらの環境影響要因についても選定することを求めているところであるが、本準備書ではそれらが選定されていない。このため、それらを経営項目に選定し、「造成等の施工による一時的な影響」である発破作業による騒音及び振動も含め、動物への影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、調査、予測及び評価の対象としなかった重要な動物種がある場合は、対象としなかった根拠を明らかにすること。

イ 重要な動物種の予測のうち一部の種について、対象事業実施区域の周囲 500m の範囲内に当該種の生息環境や利用環境と同様な環境が一定程度存在することを根拠に、工事の実施及び施設の存在による影響は少ないと予測している。しかし、500m との数値の根拠が示されておらず、また、同様な生息環境等がどの程度確保されると影響が少ないと判断したのかなどの説明がないことから、予測の妥当性が確認できない。このため、その数値の根拠及び同様な生息環境等の存在と影響の程度を評価書において分かりやすく説明すること。なお、それができない場合は抜本的に予測手法を見直すこと。

ウ 取水量の増加に伴う減水区間における流況の変化は、水棲の重要な動物種及び水辺を利用する重要な動物種に対する直接的な影響に加え、餌資源の量や分布の変化などに伴う間接的な影響を及ぼすおそれがあることから、それらの影響について具体的根拠を示した上で予測及び評価を実施すること。また、予測及び評価に当たっては、水深等の物理的変化のみならず、その物理的変化が対象種にどのような影響を及ぼすのかといった観点から、科学的根拠を示した上で適切に実施すること。

なお、具体的な根拠を十分に示すことができないなどにより、予測の不確実性の程度が

大きいと考えられる場合は、供用後に直接的または間接的な影響を受ける可能性がある重要な動物種の生息状況に係る環境監視を実施し、予測及び評価の妥当性を検証すること。

(5) 植物

減水区間内で確認されたヒメドクサについて、取水量が増加するものの水際の変動は小さいとして、流量の減少に伴う影響は少ないと予測しているが、水際の変動がどの程度なのか具体的に図示するなど、予測の根拠を明らかにすること。

(6) 生態系

ア 上位性注目種としてキタキツネを選定しているが、本種は都市部にも生息するなど、環境の変化に対する適応力が極めて高いことから、造成や地形改変等による生態系への影響を的確に把握する上で、本種を注目種として選定することは適当とはいえない。このため、他の上位性注目種を選定するなどにより、適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域周辺で営巣が確認されたクマタカについて、発破作業や建設機械の稼動に伴う騒音等の影響を低減するための環境保全措置として、繁殖状況を把握し、営巣していた場合は工事量を徐々に増やすコンディショニング（馴化）を行うこととしている。こうした措置については、他事業の工事で実施事例はあるものの、工事によって騒音等の影響の程度が異なることや影響に対する反応に個体差があることなどにより、その効果には不確実性があると考えられる。このため、クマタカの繁殖状況の把握を事後調査と位置付け、当該調査結果や講じた措置などを環境影響評価法に基づく報告書として取りまとめて公表すること。

また、コンディショニングの具体的な手法について準備書に記載がないことから、評価書で明らかにすること。

さらに、クマタカの反応に応じて工事を一時停止するなどにより工事工程の見直しが必要な場合であっても、環境保全措置の確実な実施を優先して工事工程を変更すること。

ウ 対象事業実施区域内及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、環境保全措置として侵略性の高い外来植物の効果的な拡散防止策を講ずるとともに、当該措置の効果を検証するための環境監視を実施すること。